

(別紙仕様書 2)

避難所等誘導標識設置業務

仕様書

北 大 東 村

避難所誘導標識設置業務 仕様書

1 目的

本業務は、来村者に対する防災意識の啓発のほか、災害発生時において、指定避難場所であることを周知徹底するため、「災害時避難場所標識」（以下「標識」という。）を設置する。また標識には夜間及び停電時を考慮し、図記号部分には高輝度蓄光材を用いた標識とする。

2 業務名

本仕様書に基づく業務の名称は「避難所等誘導標識設置業務」（以下「業務」という。）

3 業務場所

村が指定する16箇所（電柱・電信柱）

4 業務内容

（1）下記要求を満たす高輝度蓄光式の標識の作成及び設置

ア 図記号は国際標準化機構（ISO20412-1）及び日本工業規格（JISZ8210：2009）並びに、日本工業規格（JISZ9098：2016）において制定された避難場所、避難所、災害種別図記号と（板面加工製造仕様）を参考とし、表示言語は日本語、英語、中国語（北京語）、韓国語の4カ国語併記とし、文字のフォント、図記号の大きさ等、デザインの詳細については作成前に北大東村と協議し決定すること。

イ 電柱へ設置する標識基材は一般の電柱広告と同様に、沖縄電力(株)・NTT西日本及び北大東村より承諾を受けた素材の日本工業規格（JISG3312：2013）において規格化された塗装溶融亜鉛めっき鋼板を使用し、屋外における夜間の停電時に遠方から標識を視認できるよう標識板の表側が全面発光する蓄光塗料吹付け塗装を施すこと。塗装溶融亜鉛めっき鋼板は0.4mm、蓄光部はアクリル系樹脂等で1.0mmとし、板厚1.4mm±0.2mmとすること。また、電柱に対して巻き標識とするために、十分な柔軟性をもっていること。

ウ 支柱及び壁面、フェンス等に設置する標識基材は日本工業規格（JISH4000:2006）において規格化されたアルミ板に全面に蓄光アクリル樹脂で吹き付け塗装した蓄光吹付塗装アルミ板（3.0±0.3mm）を使用すること。

エ デザイン（文字部分）は黒色カッティングシート（耐候性能8年以上）を、図記号には日本工業規格（JISZ9117：2014）において規格化された緑色再帰性反射シート（耐候性10年以上）を使用して屋外耐候性ラミネート仕上げとする。

- オ 標識サイズは、別紙（板面加工製造仕様）参照。
- カ 標識基材の蓄光のりん光輝度については、日本工業規格（JISZ9097：2014）に規定された、紫外線強度（測定波長域 360～480nm） $400\mu\text{W}/\text{cm}^2$ で 60 分間照射し、照射を止めた後、720 分後の輝度が mcd/m^2 を満たしていること。
- キ 屋外での長期利用を目的とし、日本工業規格（JISZ9097：2014）の試験方法に準じ、耐候性・耐食性・耐水性の基準を満たすものであること。また、その試験証明書を添付すること。さらに耐候性においては 10 年相当の耐候性促進試験の基準を満たすものであること。
- ク 標識基材の蓄光の発光色は、人の目は夜や暗闇下で、暗所視になるに従って青色を強く感知する特性とブルーグリーンは心を落ち着かせるという鎮静効果がある特性を活かす為、ブルーグリーンとすること。

(2)－1 設置箇所（電柱・電信柱の場合）

- ア 設置する電柱及び電信柱を北大東村が指示する箇所に設置すること。
- イ 設置場所に支障等が生じる場合に限り、北大東村と調整を行うものとする。

(2)－2 設置箇所（支柱の場合）

- ア 支柱タイプを設置する箇所を北大東村が指示する箇所に設置すること。
- イ 設置場所に支障等が生じる場合に限り、北大東村と調整を行うものとする。

(2)－3 設置箇所（壁面の場合）

- ア 避難所の壁面に設置する箇所を北大東村が指示する箇所に設置すること。
- イ 設置場所に支障等が生じる場合に限り、北大東村と調整を行うものとする。

(3) 設置に伴う申請書類の作成

- ア 設置に係る電柱及び電信柱の所有者及び道路管理者への申請及び当該申請に必要な書類の作成については、北大東村が行う。受託者は、当該申請に係る事務の補助を行うこと。
- イ また、道路占用許可申請、道路使用許可申請については、必要な書類を全て受託者が作成すること。

(4) 製作

- ア 製作工程表を提出の上、承諾を得たのち標識製作にかかること。
- イ 標識及び付属物においても材料承認を得たのち標識製作にかかること。
- ウ 標識に記載する事項は交渉等により変更の可能性があるため、予め承知すること。

(5) 設置作業

- ア 設置作業着手前に、業務着手届、主任技術者届、工程表、施工計画書等の必要書類を作成し、北大東村の承認を得た上で施工すること。
- イ 道路占用、道路使用等の許可条件を遵守し、誠実に施工すること。また、許可関係書類は常に携行すること。
- ウ 施工に先立ち、設置場所近隣の住民に対して工事の周知を行い、施工時は施設利用者の安全を確保し、周辺の構造物等に損傷を与えないよう事故防止策を講じること。
- エ 施工場所で事故等が発生した場合は、直ちに北大東村に連絡しその指示に従うこと。
- オ 作業完了後、資材等は現場に放置せず、完了後直ちに撤収すること。

(6) 設置完了後

- ア 業務完了後、北大東村役場に業務完了届を提出し検査を受けること。
- イ 成果品に対して改善又は改良の指示があった場合は、遅滞なくその指示に従うこと。
- ウ 検査完了後、設置報告書（電子データ及び紙媒体2部）を提出すること。（台帳の様式は別途調整の上指示するが、設置前後の現場写真、設置場所を地図上に記したもの、設置場所毎の表示内容を記したものを等々を整理したものとする。）

(7) 諸経費

申請書類作成、標識の作成、搬送、設置等に係る諸費用は全て本契約に含むものとする。

5 提出書類等

契約締結後は速やかに、以下の書類を提出すること

- (1) 施工計画書
- (2) 製品保証書（1年間有効）
- (3) 日本工業規格（JISZ9097:2014）に準じた以下の公的機関の試験証明書
輝度測定・耐候性・耐食、耐水性の物性証明書
- (4) 蓄光材製品安全データシート

6 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合等については、速やかに書面等により報告し、発注者と受注者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施する事とする。

7 保証

製品の保証期間は設置後1年間とし、製品保証書を提出すること。